平成２９年

第７回 農地部会（定例会）議案

平成２９年６月７日

前橋市農業委員会

平成２９年　第７回 農地部会 議 事 録

・開会日時　　平成２９年６月７日　　午後３時００分
・閉会日時　　平成２９年６月７日　　午後４時２２分
・開催場所　　市庁舎７階　農業委員室

・出席委員（１６名）

１番　澁澤　聖一	２番　小泉　俊夫	３番　坂庭　常男	４番　木村　隆一
５番　信澤　綱四郎	７番　星野　好孝	８番　江原　弘	９番　窪田　桂
１０番　星野　和幸	１１番　深町　冨士雄	１３番　関根　由彦	１４番　石倉　忠夫
１６番　岩﨑　政男	１７番　青木　朱美	１８番　齊藤　尚展	１９番　金井　清美

・欠席委員（１名）
　１５番　小林　秀明

・事務局出席者
　事務局長　吉井　一夫　　補佐　齋藤　孝朗　　副主幹　深澤　直純
　副主幹　　高山　幸治　　主任　冨澤　和則　　臨時職員　宮田　厚子
・その他の出席者
　農業委員会長　　堀越　恒弘
　会長職務代理者　　関口　喜弘

・付議事件
（１）議案第３０号　　農地法第３条の規定による許可申請について
（２）議案第３１号　　農地一時転用許可期限延長願いについて（４条）
（３）議案第３２号　　農地法の規定による許可後の計画変更申請について（５条）
（４）議案第３３号　　農地法第４条の規定による許可申請について
（５）議案第３４号　　農地法第５条の規定による許可申請について

・報告事項
（１）第２３号　　農地法第４条の規定による届出書の受理状況について
（２）第２４号　　農地法第５条の規定による届出書の受理状況について
（３）第２５号　　農地法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況について
（４）第２６号　　現況証明交付状況について
（５）第２７号　　農地法第４条、第５条の規定による意見聴取結果について

吉井局長　定刻になりましたので、これより平成２９年第７回農地部会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者は、１５番　小林　秀明委員の１名であります。従いまして在任委員１７名中１６名の出席であり、農業委員会等に関する法律第２８条第４項で準用する第２７条第３項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、深町部会長から、ごあいさつを申し上げます。

深町部会長　◇（あいさつ）

吉井局長　続きまして、堀越会長よりごあいさつをお願いいたします。

堀越会長　◇（あいさつ）

吉井局長　会議規則第５条の規定より、深町部会長が議長となり会議を進めることとなりますのでよろしくお願いいたします。

《深町部会長、議長に就任》

議　長　それでは、平成２９年第７回農地部会を開会いたします。初めに、議事録署名委員を指名いたします。１３番　関根　由彦委員、１４番　石倉　忠夫委員にお願いいたします。

議　長　それでは議事に入ります。議案第３０号・農地法第３条の規定による許可申請について、整理番号１番から６番までの審議をお願いします。なお、整理番号１番については、申請関係者に信澤委員が該当しますので、信澤委員の退室をお願いします。

議　長　それでは、始めに整理番号１番について、事務局の説明を求めます。

深澤副主幹　◇（議案書、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明）
なお整理番号１番は農地法第３条第２項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしております。

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第３０号・農地法第３条の規定による許可申請については、整理番号１番を許可とすることに決定いたします。
それでは、信澤委員の入室を許可とします。
次に、整理番号２番から６番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹　◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明）
整理番号５、一般法人の申請のため契約書に解除条件が明記されているなど一定の要件を満たしています。なお整理番号２番から６番は農地法第３条第２項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしております。

議　長　なお、整理番号５番については面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

５番委員（２班班長）　現地案内図３条の５をご覧下さい。申請人はＡ町で農業を営む法人で、Ｂ市で１７アールのハウスでイチゴの試行栽培をしています。申請地は農地が集約しているので申請地に事業の基礎を構築したく申請しました。面接には代理人が来られました。申請人はイチゴの試行栽培を行いながら、富士見町の直売所等に出荷し、年間約１００万円の売上があります。この法人の農業以外の売上はなく、農業従事者は３名、農業機械は今後リースで対応したいとのことです。営農計画は、高所式でイチゴ栽培、キャベツの作付け、今後県外での販路を開拓してゆきたい。通作距離は約１２ｋｍ、所要時間は約３０分。今後イチゴ栽培が軌道に乗れば面積の規模拡大を図りたいとのことでした。調査班としては、営農計画の修正と、解約時にハウスを撤去し現状に戻すことを条件に許可相当と判断いたしまし

た。

議　長　　以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

会　長　　営農計画１年目と２年目の生産量・生産高がだいぶ違いますが、全部イチゴハウスですか。

２班班長　　初めは、キャベツの栽培もしたいとの事です。

会　長　　全部直売では大変かと思われますが、販路は。

２班班長　　代理人の方の説明では新たに開拓したいとの事でした。

議　長　　面接時にお願いした訂正、書類等は提出されていますか。

深澤副主幹　　はい、提出されています。更に、返す時は建物等更地にして返すということです。

議　長　　その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号２番から６番までを許可とする事に賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　　賛成多数でありますので、議案第３０号・農地法第３条の規定による許可申請については、整理番号２番から６番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第３１号・農地一時転用許可期限延長願い４条許可について、整理番号１番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　　◇（議案書、地目、面積、転用目的、延長期限、申請理由を朗読、説明）

議　長　　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

１３番委員　　申請理由に搬入した土砂の乾燥に期間を要するとありますが、詳細をお願いします。

高山副主幹　　搬入業者が水路に溜まっていた土砂を搬入しましたので、かき混ぜるには水分が多く、現在乾燥させているため、畑に土が盛られている状態です。

議　長　　その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　　全員賛成でありますので、議案第３１号・農地一時転用許可期限延長願い４条許可について、整理番号１番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第３２号・農地法の規定による許可後の計画変更申請５条許可について、整理番号１番から４番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　　◇（議案書・順次、地目、面積、変更内容、契約内容、申請理由を朗読、説明）

議　長　　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

１８番委員　　整理番号２、所有者の確認。

高山副主幹　　現在の所有者の説明。

議　長　　その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から４番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　　全員賛成でありますので、議案第３２号・農地法の規定による許可後の計画変更申請５条許可について、整理番号１番から４番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第３３号・農地法第４条の規定による許可申請について、整理番号１番から５番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

冨澤主任　　◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明）

なお、整理番１番から５番は農地法第４条第６項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議　長　　なお、整理番号３番から５番については現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

５番委員
（２班班長）

現地案内図４条の３・４・５をご覧下さい。申請地は北関東循環器病院から北へ約500mに位置し、周囲を農地に囲まれた農用地域内。申請人は３名の農業者と外５名の相続人。申請地は接道する東側道路より５mほど低く、耕作に支障があるため農地改良を行い耕作しやすくするための申請。埋土の搬入業者は、勝沢町の土木業者が請負、土の搬入元は粕川町、荻窪町及び小坂子町から搬入する予定。足らない場合は前橋市内の工事現場、太田市の富士重工業、高崎市の育英大学からも搬入する予定。搬入する土の合計は約35,550㎥。申請地は、道路より５mほど低く作業効率は決して良いとは言えない状況でした。面接には搬入業者と代理人が来られました。農地改良を行い耕作しやすくするための工事であり、一日当たり大型ダンプ３０台ほど搬入する予定です。搬入土はすべて検査をし、汚染土は入れない。なお、搬入費用、擁壁工事、終了後境界杭等の費用はすべて搬入業者が負担し、農家の費用負担はないとのことです。農地改良後はネギ、ナス等の作物を作付する予定です。調査班としては関係法令の許認可申請等の手続きもしっかり行っており、許可相当と判断いたしました。

議　長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

会　長

埋め立てるには石が混じっていますが表土を剥ぐのですか。

２班班長

はい。表土を剥いで終了しましたら元に戻します。

８番委員

周りの農地には影響はないのですか。

齋藤補佐

北側の農地はすでに許可を得て農地改良が進んでいます。南側は５mの擁壁をします、下の農地が心配ですので確認しましたところ、これから交渉をし、農地改良をしたいとの事でした。

議　長

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から５番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長

全員賛成でありますので、議案第３３号・農地法第４条の規定による許可申請については、整理番号１番から５番までを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える、許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

次に、議案第３４号・農地法第５条の規定による許可申請について、整理番号１番から３８番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹

◇（整理番号・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）

整理番号５番、書類不備のため保留。整理番号２６番、開発未了のため保留。

なお、整理番１番から４番、６番から２５番、２７番から３８番は農地法第５条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議　長

なお、整理番号１１番、１３番、１４番、２３番、２９番、については現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

５番委員
（２班班長）

現地案内図５条の１１をご覧下さい。申請地は前橋東高校から北西へ約800mに位置し、周囲は農地と宅地に囲まれた第３種農地です。申請人はＣ町で土木建設業を営む会社。近年、土木・造園の業績が大きく伸びており申請地に砕石・砂利等の置き場を確保したく申請。申請地は耕作されておらず、申請人以外の業者がプレハブ、Ｕ字溝を置いて使用しているのが確認されました。また、今回と同じ申請人がＨ２２年６月資材置場として許可を受けた江木町の畑１筆が、Ｈ２２年１０月に６区画に分筆され、現在５棟の家が建てられていました。面接には代表者と代理人が来られました。ここ１０年ほどの業績約１５億円、従業員６０名と大きく伸びており、駐車場も狭く申請

地には資材置場を確保したく申請。また、過去に資材置場として転用した土地を利用しない理由を尋ねたところ、地主から強く返還を求められたので応じただけで、転用地が分譲された件には一切関与していないとの説明でした。利用計画としては、申請地は道路より低いが造成はせず、当面は砂利を敷いて使う予定です。隣地との境界はブロックを一段並べて対応するとの事でした。調査班としては、申請地はすでに違法に使われている状態なので、農地に戻すか、一時転用申請するか、取り下げるか、地権者に再度確認することにしました、さらに、資材置場が分譲された経緯を文面で農業委員会に説明するよう求めました。調査班としては、今回は違法状態でしたので保留が妥当と考えていましたが、現地調査後、現場の状況が大きく進展したと報告がありましたので、詳細を事務局より報告していただき、最終判断は部会の協議に委ねたいと思います。

現地案内図５条の１３をご覧下さい。申請地は前橋東高校から北へ800m、北側・西側は農地、東側は農地と宅地、南側は申請人使用の雑種地の小集団農地に位置する第２種農地です。申請人は、西片貝町で建設機械・車両等のレンタル業を営む会社で、申請地をコンテナハウス、重機等の置場、及び社員の車両置場として利用したく申請。申請地は、Ｈ１８年６月に、今回の申請人が資材置場として借り、Ｈ２７年４月農地に復元された土地です。現在は管理されていましたが、耕作はされていませんでした。面接には、社員の方と代理人が来られました。既存の資材置場が手狭になり、業務に支障が出ているので申請地を借り資材置場及び駐車場として利用した。会社の概要は社員２５０名、売上は年間約６９億円。整地は行わず、保護シートを敷いてその上に砂利敷き使用する予定。街灯は簡単なものを設置し、センサーを付け、フェンスは既存のものを活用する予定です。調査班としては、許可相当と判断いたしました。

現地案内図５条の１４をご覧下さい。申請地は上毛電鉄の膳駅から北へ800mに位置し、北側は申請法人の境内地、東側は農地、南側・西側は農地で集団農地に位置する第１種農地です。法人は約６００の檀家があるが、所有地には墓用地がなく檀家から要望があり申請に至りました。申請地は、管理はされているが耕作はされていない。面接には代理人が来られました。檀家から次男以下当事者の墓を新設したいが寺で墓地を作って欲しいとの要望があり、隣地の譲渡人の承諾を得たので申請。利用計画としては、墓石を５８箇所作る予定で保健所との事前協議は順調に進んでいます。敷地内で切土をして整地をし、周囲は南側に、１．８ｍのブロックの塀を作り、西側は木を植える予定です。水汲み場の排水は道路側溝へ接続し、照明は、近くの多目的広場の明かりで十分と考え、設置予定はないとの事です。調査班としては許可相当と判断いたしました。

現地案内図５条の２３をご覧下さい。申請地は赤城クローネンベルクから東に約400ｍ、北側は農地・山林、東側・南側は太陽光施設があり、西側は市道を挟んで宅地と山林、小集団農地に位置する第２種農地です。申請人は高崎市箕郷町で各種販売業と太陽光発電事業を営む法人です。農業を支援し農家の所得向上に努めているが、再生可能エネルギーの普及を進めるべく、適地を借りることが出来たので、転用したく申請。周辺は、山林が多く、太陽光施設が点在しています。申請地はネギの作付け跡があるが今は作付けされていない。面接には代理人と社員の方が来られました。申請人は現在101ヶ所の発電施設を所有し、約５５Ｗの発電をしている。申請地には２９５Ｗのパネルを２，７１５枚設置し、８００ＫＷの発電を予定している。売電単価は３２円で接続負担金は約９千万円、年間５千万円の売上で、費用の回収は約１０年を見込んでいます。盛土の予定はなく、雨水はＵ字溝を設置して対応、管理面ではシート敷いて除草対策をし、周囲には１．２ｍのメッシュフェンスを設置します。調査班としては、

許可相当と判断いたしました。
　現地案内図５条の２９をご覧下さい。申請地は市立石井小学校から南東へ約600mに位置し、北側は農地、東側と南側は市道を挟んで農地、西側は宅地で集団農地に位置する第１種農地です。申請人は富士見で幼稚園を経営する学校法人。既存の園舎が耐震不足のため、建て替えを検討したが園児が多く、現在地では無理なため申請地に新たに建てたく申請。申請地は、管理はされているが耕作はされていない状況でした。面接には園長と代理人が来られました。耐震設備の整った園舎を建築したく、用地を探していたところ近くに協力してくれる人がいましたので申請しました。現在通園する園児は約６０名、職員は保育士、マイクロバスの運転手を含めて９名。既存の園舎は解体をして、地元に貢献できる学童クラブ等の利用を考えています。また、職員やイベント時の駐車場は西側の宅地を確保できたので、西側に作る予定です。園児の防犯対策は周囲をフェンスで囲い、防犯カメラ等を設置。雨水はU字溝を設置、道路側溝に接続し処理をする。調査班としては許可相当と判断いたしました。

議　長　　整理番号１１番については、部会協議ということでしたが。

２班班長　　現地調査が６月２日、その後２～３日で整備されたとの報告がありました。また過去に転用しました資材置場が分譲された件につきましては、事務局に報告書が提出されていますので、事務局より詳細説明があります。

議　長　　事務局の説明を求めます。

冨澤副主幹　　６月５日に分譲までの経緯説明書が提出されました。Ｈ２１年９月除外申請を経てＨ２２年２月農地転用し露天資材置場用地として、砕石・土砂を置いておりました、その後所有者のお孫さんの学費に当てるため土地を売却したいとの事で、資材置場を返却しました。近くに資材置場を探していたところ申請地を照会されました。前回の事がありましたので、今回は売買で契約をしたそうです。申請地に置かれておりました資材・プレハブは６月３に撤去した写真が添付されていました。

議　長　　事務局の説明を踏まえて審議をお願いいたします。

齋藤補佐　　申請地資料、現況等の詳細を再度説明。

議　長　　以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

３番委員　　議案書２２番、農地面積９㎡未満の表示についての質問。

齋藤補佐　　１０㎡未満の農地については、小数点以下２位まで表示します。

議　長　　その他、ご意見等ございませんか。

２番委員　　整理番号２３番、国道３５３の北側の太陽光発電については規制があるのでは。

齋藤補佐　　前橋市は昨年の１２月１日より再生可能エネルギーの規制条例が設置されました。おおむね国道３５３の北側については、太陽光発電・バイオマス発電等を行う場合は市の条例の許可が必要。規模により異なりますが、１m～２０mの緩衝帯を周囲に設ける、周辺の道路または公共空地から見えないよう低木、目隠しフェンス等の設置による配慮がされること、地元自治体への説明等が必要。

２番委員　　今回の申請書の南側にあります太陽光発電所は。

齋藤補佐　　その施設は条例施行前ですので対象外です。

議　長　　その他ご意見等ございませんか。ないようでしたら採決したいと思います。
　整理番号１１番につきましては、班長より部会協議ということでしたが、併せて採決の対象でよろしいでしょうか。他にないようですので、なければ採決したいと思います。整理番号５番、２６番を保留とし、整理番等１番から４番、整理番号６番から２５番、整理番号２７番から３８番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇（挙　手）

議　長

全員賛成でありますので、議案第３４号・農地法第５条の規定による許可申請については、整理番号５番、２６番を保留とし、整理番号１番から４番、整理番号６番から２５番、整理番号２７番から３８番までを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える、許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

次に、２１ページ以降の報告事項でありますが、報告事項第２３号から第２７号までとなっております。

第２３号から第２６号の報告内容は、

○法第４条の届出書の受理状況	５件
○法第５条の届出書の受理状況	２２件
○法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況	３１件
○現況照明の交付状況	２件

報告事項第２７号は、５月部会において許可とした法第４条第５条の農地転用許可申請について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、農地部会を閉会といたします。

（部会閉会１６時２２分）

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成２９年６月７日

議　長

署名人

署名人